

平成18・09・11貿局第4号
輸出注意事項18第30号
平成18年9月19日
貿易経済協力局

せん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）の輸出承認について

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の32の項の中欄に掲げるせん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、下記により行います。

なお、「せん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）の輸出承認について」（平成17年10月21日付け平成17・10・06貿局第1号・輸出注意事項17第24号）は廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の32の項の中欄に掲げるせん、かば及びならの丸太（そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。）とする。

3 承認期間

承認期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

4 輸出規模の設定

- (1) 貿易経済協力局長は、各承認期間ごとに輸出承認を行う輸出規模を数量で設定することができる。
- (2) 貿易経済協力局長は、必要と認める場合には、輸出規模の変更を行うことがある。

5 輸出承認の申請者の資格

農林水産省林野庁林政部木材利用課長が発給する輸出限度確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者。

6 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

- ① 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し1通
- ② 確認証

7 確認証の交付申請

平成18年9月19日付け18林政利第8号「せん、かば及びびならの丸太輸出限度確認証交付要領」に定めるところによる。

8 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請に係る数量が上記4により設定された数量の範囲内であること及び当該申請が上記6に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。ただし、適用品目のうち、丸太、そま角及び製材であって最少横断面における丸身が50パーセント以上のものについては承認を行わない。